

運動部活動においてパワーハラスメントを行使する指導者に対して選手が抱く感情

山田, 快 / YAMADA, Kai / HORIMOTO, Nami / 堀本, 菜美

(出版者 / Publisher)

法政大学スポーツ研究センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

BULLETIN OF Sports Research Center, HOSEI UNIVERSITY / 法政大学スポーツ研究センター紀要

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2022-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026212>

運動部活動においてパワーハラスメントを行使する指導者に対して選手が抱く感情

Emotions of athletes toward coaches with power harassment in athletic club activities.

堀 本 菜 美 (法政大学スポーツ研究センター)

Nami Horimoto

山 田 快 (法政大学経済学部)

Kai Yamada

要 旨

ハラスメントの意味する嫌がらせは、運動部活動において選手がパワーハラスメント行為を行った指導者に対しても同義だろうか。本研究ではパワーハラスメントを経験した選手が指導者やそのパワーハラスメント行為に対してどのような感情を抱くのか明らかにすることを目的とし、競技志向の運動部に所属する大学生選手を対象に調査を行った。結果として、失望感、拒否感、反抗心などの否定的感情を示す大カテゴリーが多く得られた。一方、信頼感という肯定的感情を示すカテゴリーも得られた。したがって、選手が指導者の行為に対し失望感などを抱いた際には、その行為がパワーハラスメント行為である可能性が示唆された。さらに今後は、指導者からパワーハラスメント行為を受けた際に信頼感を抱く選手に着目し、本来選手と指導者との間に築かれるべき望ましい信頼関係を歪ませ得るパワーハラスメントの影響などについて検討する必要がある。

キーワード：認知、信頼、依存

Key words : Cognition, Trust, Dependence

I はじめに

2012年、高等学校の運動部活動指導者からの体罰を苦に選手が自死した事件を受けて、スポーツ庁(2013)は、「運動部活動での指導のガイドライン」の作成や体罰の実態調査など、体罰等のパワーハラスメント根絶に向けた取り組みを開始した。しかしながら、2020年にも大学のラグビー部においてヘッドコーチの度重なる暴力が発覚した(日本経済新聞, 2020)。このことから、体罰等のパワーハラスメント根絶に向けた取り組みが進められている現在に至っても、指導者から選手に対するパワーハラスメントは根絶されていないことが明らかとなった。

運動部活動におけるパワーハラスメントは、職場のパワーハラスメントの定義を参照し「同じ組織(競技団体、チーム等)で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等をいう」と定義づけられている(文部科学省, 2014)。この定義に含まれている「身体的な苦痛」は、運動部活動場面において発生し得る体罰が該当すると考えられる。山本ほか(2010)によると、体罰を受けた選手の中には「殴られて怖いと思った」「叩かれて自分が悪いと思った」など、選手によって様々な感じ方があることが示されている。

パワーハラスメントが含まれると考えられるハラスメント自体は「優越した地位や立場を利用した嫌がらせ」と意味づ

けられている(広辞苑, 2018)。しかし、選手がパワーハラスメントを行使した指導者に対して覚える感情は、この「嫌がらせ」を投影する嫌悪感にのみ集約できるのだろうか。実際の運動部活動場面において、選手は指導者からパワーハラスメントを受けた際、指導者に対しどのような感情を抱くのだろうか。

このことが明らかになることにより、指導者との信頼関係や競技の好結果といったパワーハラスメントの評価を歪め得る要因の影響を取り除いて、選手の指導者に対する素直な感じ方を把握できると考えられる。さらに、パワーハラスメントによって覚え得る選手の感情を精査し、指導者の理解が十分に行き届いていない選手の本来の姿を知ることは、指導者が自らのコーチング実践を省察し、運動部活動からパワーハラスメントを根絶するための一助を得ることになると考えられる。

そこで本研究は、スポーツ場面における指導者からのパワーハラスメントに対して、選手がどのように感じるかを明らかにすることを目的とした。

II 方法

1. 調査対象者と調査時期

調査対象者は、大学の競技志向の運動部に所属する188名であった。調査時期は、2020年7月であった。

2. 調査方法

調査は、予め担当教員に許可を得た上で、スポーツ科学を学習する講義科目の学期末に、当該科目の履修者を対象に調査の趣旨と時期を案内して参加を集い、参加に同意した者に対してのみ自由記述式の質問紙調査を実施した。なお、本調査は法政大学経済学部研究倫理審査委員会において審査を受け、研究実施の承認を得たうえで実施した。

3. 調査内容

パワーハラスメントを経験した有無にかかわらず、運動部活動場面において、指導者からパワーハラスメントを受けたとき、指導者に対してどのように感じると思うかについて、自由記述式で回答を求めた。

4. 分析方法

収集された対象者の回答一つひとつを1カードにし、それらをKJ法(川喜田, 1997)によるグループ編成方法に従ってカテゴリー化した。作業は、選手がパワーハラスメントを受けた際、指導者に対してどのような感情を抱くかを探索することを目的として、スポーツ心理学を専攻する研究者2名と、スポーツ心理学・コーチング学を専攻する大学教員1名で進めた。

作業工程は、(1)自由記述の回答の中から、カードとなるものを抜粋した。(2)全ラベルを俯瞰し、内容に親近性のあるカード同士をグループ化し、小カテゴリー(「」で表記)を作成した。(3)小カテゴリー内のカードを読み返し、それらを集約した表現を検討して中カテゴリー(『』で表記)を作成した。(4)さらに親近性のある中カテゴリー同士を束ねて大カテゴリーを作成した。グループ編成に問題が生じぬよう作業仲間間で点検しながら分析を行うことで妥当性を確保した。なお、内容が曖昧または意味を理解することができなかった回答は、分析の過程で除外し、集約が困難と思われたカードは、無理に他のカードと集約せず、そのまま独立して扱った。

III 結果

収集された対象者の回答から、全部で359のカードを得た。それらをカテゴリー化した結果、パワーハラスメントを行使した指導者に対する選手の感情は、失望感、拒否感、反抗心、恐怖心、嫌悪感、我慢、支配感、信頼感を示す計8の大カテゴリーに分類することができた(表1)。

はじめに、失望感を示す中カテゴリーは『信じることができない』『不信になる』『蔑む』などを含む8カテゴリーであった。次に、拒否感を示す中カテゴリーは『指導を受け入れられない』『指導者として受け入れられない』『人として受け入れられない』の3カテゴリーであった。次に、反抗心を示す中カテゴリーは『怒りを覚える』『反抗したい』『不満を持つ』などを含む5カテゴリーであった。次に、恐怖心を示す中カテゴリーは『恐怖を覚える』の1カテゴリーであった。次に、嫌悪感を示す中カテゴリーは『嫌悪する』『不快感を覚える』

の2カテゴリーであった。次に、我慢を示す中カテゴリーは『我慢する』『見返したい』『悔しい』などを含む4カテゴリーであった。次に、支配感を示す中カテゴリーは『支配されている』の1カテゴリーであった。さいごに、信頼感を示す中カテゴリーは『肯定する』『感謝する』の2カテゴリーであった。

IV 考察

本研究では、運動部活動場面において、指導者からパワーハラスメント行為を受けた際、選手は指導者に対してどのように感じるのかを精査することが目的であった。調査の結果、選手は指導者に対して失望感を最も抱きやすいことが明らかになった。とくに、「信じることができない」「不信になる」という、指導者に対して抱いていた信頼が喪失するような意見が多く確認された。しかしながら、「肯定する」「感謝する」という、パワーハラスメント行為を受けることが指導者への信頼感に繋がるという意見も、少なからず確認された。

「運動部活動の指導のガイドライン」において、運動部活動の効果的な指導に向けて大切なことの一つに「指導者と生徒の信頼関係づくり」が挙げられ、「信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません」と明記されている(文部科学省, 2013)。それにもかかわらず、山本ほか(2010)が大学生を対象に体罰肯定意見に関して調査したところ、「信頼関係があればよい」という意見が存在したことを明らかにしている。このように選手の指導者に対する信頼感が、選手の指導者からのパワーハラスメントに対する認知を歪めている可能性がある。

本研究においてパワーハラスメント行為を行った指導者に対しても、選手は信頼感を抱くことが確認されたことから、選手によっては指導者への信頼感によって、指導者のパワーハラスメント行為に対して誤った認識をしてしまう恐れがあると示唆される。すなわち、選手が指導者のパワーハラスメントに対して、それを正しくパワーハラスメントとして認識することを阻害し得る指導者への信頼感は「依存」にも近い、本来指導者と選手の間に築かれるべき信頼関係とは異質のものである可能性がある。しかし、指導者に対して信頼感を覚える選手よりも、「信じることができない」「不信になる」という選手が多数存在していたことから、指導者のパワーハラスメント行為は、選手が指導者との信頼関係を崩したり、指導者への信頼感を失ったりすることにつながると思われる。

また、中にはパワーハラスメント行為を受けることで、指導者に対して反抗心を抱く選手がいることも明らかになり、とくに「怒りを覚える」「反抗したい」という意見が多数あった。部活動は「生徒の自主的、自発的に行われる部活動」と学習指導要領(文部科学省, 2016, 2017)に示されており、本来指導者は選手の自主性を尊重すべきである。しかしながら冒頭でも述べたように、「生徒の自主性、自発的な運動部活動」が実施されていないと考えられる、体罰などのパワーハラスメントを行使するような指導が現在に至っても存在している。

表 1 指導者からのパワーハラスメント行為による選手の感情カテゴリー

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー
失望感 (143)	信じるができない (66)	信頼できない (45)
		信用できない (18)
		尊敬できない (3)
	不信になる (33)	疑問を抱く (16)
		不信感を抱く (12)
		違和感を覚える (5)
	蔑む (19)	軽蔑する (9)
		かわいそうに思う (5)
		呆れる (3)
		幻滅する (2)
失望する (6)	失望する (6)	
悲しむ (6)	悲しむ (6)	
不安を覚える (6)	不安を覚える (6)	
残念に思う (3)	残念に思う (3)	
その他 (3)	その他 (3)	
拒否感 (66)	指導を受け入れられない (30)	指導を受けたくない (16)
		ついていきたくない (9)
		指導を見直してほしい (5)
指導者として受け入れられない (22)	指導する資格がない (14)	
	指導者を辞めてほしい (5)	
	指導者を変えてほしい (3)	
人として受け入れられない (14)	人として受け入れられない (14)	
反抗心 (38)	怒りを覚える (15)	怒りを覚える (15)
	反抗したい (13)	反抗したい (8)
		受け入れられない (5)
	不満を持つ (4)	不満を持つ (4)
	理不尽に思う (3)	理不尽に思う (3)
憎む (3)	憎む (3)	
恐怖心 (31)	恐怖を覚える (31)	恐怖を覚える (31)
嫌悪感 (26)	嫌悪する (18)	嫌悪する (13)
		嫌いになる (5)
	不快感を覚える (8)	不快感を覚える (8)
我慢 (21)	我慢する (11)	従わなければならない (7)
		仕方ない (4)
	見返したい (7)	見返したい (7)
	悔しい (2)	悔しい (2)
	慣れてしまう	慣れてしまう
支配感 (21)	支配されている (21)	支配されている (14)
		成長が妨げられる (7)
信頼感 (14)	肯定する (7)	肯定する (7)
	感謝する (7)	感謝する (7)

このようにパワーハラスメントが問題視されるようになった近年では、選手が指導者に対し疑念を抱き、理不尽さを感じるにより、怒りという感情を喚起することにつながっているのではないかと考えられる。

指導者のパワーハラスメント行為に対して我慢するという意見も確認できた。このような意見は、批判的には捉えるものの「従わなければならない」「仕方ない」と諦めてしまうような状態である。本研究においては、運動部活動において指導者からパワーハラスメントを受けたとき、指導者に対してどのように感じると思うかを大学生に対して尋ねたが、中学生や高校生の時代を想起した者も存在したと考えられる。そのため、過去に遭遇した優位な立場かつ体格の勝る指導者に対して、当時覚えた恐怖のような感情が生まれた可能性がある。運動部活動においては、指導者と選手の関係が主従関係になるケースも多い。これは指導者が学校生活においては教員であるケースが多く、選手は生徒という立場であるため、生徒と教員という関係が運動部活動においても継続されているのではないかと考えられる。

V まとめ

本研究では、選手がパワーハラスメント行為を行った指導者に対して、否定的感情である失望感や拒否感、反抗心を示す傾向が強いことが明らかになった。このことから、指導者のパワーハラスメントと疑われる行為に対し、選手が『信じることができない』『不信になる』『指導を受け入れられない』などの感情を抱いた際には、その指導者の行為がパワーハラスメントに該当する可能性があることが示唆された。一方で、選手はパワーハラスメント行為をした指導者に対しても信頼感を抱き、『肯定する』『感謝する』といった肯定的感情を示す者も一部存在しており、指導者への信頼感が選手の指導者が行使するパワーハラスメントに対する認知を歪ませる可能性があることも示唆された。

謝辞

本研究を実施するにあたって、貴重なご意見を頂戴しました牧佑弥さんに御礼申し上げます。また、本調査にご協力いただきました学生の皆さんに感謝いたします。

参考文献

- 川喜田二郎 (1997) KJ 法入門コーステキスト 4.0. KJ 法本部 川喜田研究所.
- 文部科学省 (2014) スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン (試案). https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/shiryu/_icsFiles/afieldfile/2014/03/10/1342651_05.pdf (参照日 2022 年 1 月 6 日).
- 文部科学省 (2016) 中学校学習指導要領解説保健体育編.
- 文部科学省 (2017) 高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編.
- 日本経済新聞 (2020) 日大ラグビー部で暴行 元コーチ、よう

じで頭刺す. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ062297190U0A800C2CC1000/> (参照日 2022 年 1 月 6 日).

新村出編 (2018) 広辞苑第七版. 岩波書店: 東京.

スポーツ庁 (2013). 運動部活動での指導のガイドライン http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

山本孔一・一柳昇・塩原正長・小牟礼育夫・西村信紀 (2010) スポーツ指導者のモラルに関する事例研究 (5) — 体育社会学を受講する学生へのインタビューをもとに —. 環太平洋大学研究紀要, 3: 111-117.